

名張川漁業協同組合 三重内共第8号第五種漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する三重内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物「あゆ、にじます、あめご、おいかわ、こいをいう。以下同じ。」の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第4項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6/1～12/31までの期間内で組合が定めて公表する期間内
にじます	3/1～9/30までの期間内で組合が定めて公示する期間内
あめご	3/1～9/30までの期間内で組合が定めて公示する期間内
おいかわ	1/1～12/31まで
こ い	1/1～12/31まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する販売店等に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
(1) 比奈知ダム管理所から300メートルの区域	1/1～12/31 まで
(2) 比奈知ダム管理所から湖内600メートルの区域	1/1～12/31 まで
(3) 赤岩大橋から上流部分(分画フェンス内180メートルの区域)	1/1～12/31 まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、女性又は70才以上の高齢者については、魚種があゆの場合年券に限り、6,000円の額とし、第4項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

2 70才以上割引を受ける方については、証明する身分証明書これに代わる証明するものの提示を必要とし納付するものとする、ただし、日券は対象外とする。

3 網、ヒッカケ、舟については、組合員のための遊漁料とする。

魚 種	漁具及び漁法	種 類	遊 漁 料
あゆ	友 釣	日 券	3,000円
		年 券	11,000円
		*年 券 女性、70才以上	6,000円
	網	年 券	5束までは 5,000円
	ヒッカケ	年 券	1,000円
	舟	年 券	1,000円
にじます あめご おいかわ こい	竿 釣	解禁当日券	3,000円
	竿 釣	日 券	2,000円
	竿 釣	年 券	5,000円

4 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 名張川漁業協同組合事務所 (名張市下比奈知字富貴ヶ谷2811の10)
- (2) 川口おとり店 (名張市下比奈知1230)
- (3) プロショップかつき (名張市夏見301)
- (4) 追い星おとり店 (名張市瀬古口431-1)
- (5) アングラーズ名張店 (名張市瀬古口字丁之坪341-1)
- (6) 森本おとり店 (名張市黒田20)
- (7) マルトおとり店 (名張市東町1051)
- (8) 山下おとり店 (名張市家野787番地)
- (9) 組合事務所が承認した所 (名張市内)

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員腕証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示するものを身につけるものとする。

(違反者に対する処遇)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附則)

この規則は、平成26年 1 月 1 日から施行する。